

公示番号：190067

国名：ラオス

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：クリーン農業開発プロジェクト（野菜栽培技術指導）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：野菜栽培技術指導
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年6月下旬から11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 4.00M/M、合計 4.70M/M
- (3) 業務日数：

国内準備 7日、現地業務 120日、国内整理 7日

現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年5月16日（木）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

- (2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

類似業務	野菜栽培技術の指導に係る各種業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ラオスでは、労働人口の7割以上が農業に従事しており、農村地域の雇用を支える重要な産業である。近年、ラオス政府は食の安全性を向上させるためクリーン農産物の生産を推進しており、周辺国に比べ農薬や化学肥料の投入が少ないラオス農業の強みを活かした取り組みを強化している。しかし、市場が求める品質を確保し、かつ、消費者の信頼に応えるクリーン農産物を安定的に生産できる生産者は未だに限定的であり、また、生産者がクリーン農産物を販売するための市場開拓や販路拡大も進んでないのが現状である。

このため、2017年11月から「ラオス国クリーン農業開発プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を開始し、ラオス17県のうち4県（ビエンチャン市、ルアンパバン県、サイヤブリー県及びシェンクアン県）をパイロット県として選定し、クリーン農産物の生産や品質管理等の技術向上に向けた支援を実施するとともに、中央・県・郡の農林省職員が生産者と購買者の仲介役として生産現場やマーケティング指導ができるよう、技術指導や体制強化への支援を実施している。さらに、流通業者や購買者にクリーン農業の価値を広く理解してもらい、需要を喚起するための啓発活動を支援している。これにより、クリーン農産物の生産・供給の拡大と、市場ニーズへの対応や販路拡大を図ることを目指している。

昨年7月より、対象県においてベースライン調査や市場調査を実施し、有機野菜の供給量や販売金額のデータ収集を行い、分析を行った結果、有機野菜の生産を行う際の課題として、大きく2つの課題が挙げられる。

- ① 雨季（6月～9月頃）の有機野菜の供給量不足（特に基本品目、Tomato (all type), carrot, broccoli, cabbage, chili, Chinese cabbage 等）
- ② 有機野菜の対象品目の拡大（現在は、比較的短期間で容易に収穫できる葉物野菜(Salad/Lettuce, Morning glory等)が中心。これをrocket, spinach, parsley, sweet basil等に拡大する。)

本プロジェクトでは、「市場ニーズに基づいたクリーン農産物の供給が促進される」というプロジェクト目標を達成するため、上記の野菜栽培に係る課題を克服することが必須であり、そのため、本分野について専門性を有し、必要な指導・助言を適時・適切に行うための短期専門家の派遣を行うものである。

なお、本技術協力では、「クリーン農業¹」を有機農業と農業生産工程管理

¹ ラオスの農業政策の中でクリーン農業は、①有機農業（Organic Agriculture: OA）、②農業生産工程管理（Good Agriculture Practice: GAP）、③化学農薬を使用しない農業（Non-chemical Agriculture）、④伝統的農業（Traditional Agriculture）の4つのモジュールから構成される。

(GAP) に限定して定義している。また、首都ビエンチャン等で普及が進みつつある野菜や果物の有機農業を中心に支援を行なう予定である。

7. 業務の内容

本プロジェクトでは、ラオス農林省農業局、同クリーン農業基準センター、各パイロット県農林局 (PAFO) 農業課、郡農林事務所 (DAFO) をカウンターパート (以下「C/P」) 機関としている。本業務では、これらの C/P 機関の職員及びパイロット県の生産者グループに対し、有機野菜栽培技術の現地指導等を実施する。

また、本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人長期専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る活動を行う。

上記の 6. ①の記載の通り、雨季 (6 月～9 月頃) の有機野菜の供給量不足に対応する活動としては、雨季の有機野菜の栽培上の対策を検討し、ラオスにおいて実施可能な対策技術を構築、普及することがあげられる。現在、ラオスで一般的に取られている雨季の野菜栽培対策は、ビニールハウスによる雨除け対策が中心であるが、ラオスの一般的な農家の所得では、ビニールハウス等の施設を設置できる農家は限られる。このため、プロジェクト終了後も普及可能な技術を検討し、その実行可能性を検証した上で、対象の生産者グループに普及させることが求められる。

また、上記 6. ②の記載の通り、有機野菜の対象品目の拡大に対応する活動としては、プロジェクトで実施しているベースライン調査や市場調査の結果を踏まえつつ、消費者や市場のニーズに対応した野菜の品目を特定した上で、対象品目における普及員 (PAFO/DAFO 職員) 向け栽培技術指導及び普及員 (PAFO/DAFO 職員) による各パイロット県の生産者グループに対する技術指導 (研修の実施を含む) を実施する。

なお、上記の活動については、いずれも、プロジェクトの主たる C/P 機関であるクリーン農業基準センターのスタッフ及び圃場を活用して、技術の検証や生産者グループへの普及実証を行うことは可能である。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2019 年 6 月下旬)

① 既存の JICA 報告書やプロジェクトの参考資料、他ドナー報告書、ラオス政府作成の関連報告書等を参照し、予定されている野菜栽培に係る課題についての資料の整理を行う。

② 上記①で整理した資料に基づき、現地業務工程表 (案) を含むワークプラン案 (英文) を作成し、JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所及び日本人長期専門家チームと協議を行う。

(2) 現地業務期間 (2019 年 7 月上旬～11 月中旬)

① 上記 (1) 及び①で作成したワークプラン案に基づき、日本人専門家チーム及び C/P 機関とパイロット県を訪問し、現地派遣期間中の業務方針・業務工程等についての詳細を打合せる。

② 上記①を踏まえ、クリーン農業基準センターの圃場における普及員 (PAFO/DAFO 職員) 向け栽培技術指導及び普及員 (PAFO/DAFO 職員) による各パイロット県の生産者グループに対する技術指導 (研修の実施を含む) の内容を確定し、

ワークプランを最終化する。

- ③ 上記①及び②を踏まえ、雨季の野菜栽培対策及びその他の技術指導並びに拡大した対象品目に関する普及員（PAFO/DAFO 職員）向け栽培技術指導及び普及員（PAFO/DAFO 職員）による各パイロット県の生産者グループに対する技術指導（研修の実施を含む）を企画、実施する。また、活動で実施した技術指導及び研修の結果については、派遣完了後も C/P 機関が主体となって実施できるように、マニュアル/ガイドライン等の形式でとりまとめる。なお、とりまとめの方針、内容については日本人専門家チーム及びC/P機関と打合せの上、進めることとする。
 - ④ 現地業務終了に際し、日本人専門家チーム、C/P 機関及び JICA ラオス事務所に現地業務結果を報告の上、現地業務結果報告書（英文）を提出する。
- (3) 帰国後整理期間（2019年11月下旬）
専門家業務完了報告書（和文）を農村開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン
英文3部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各1部）
- (2) 現地業務結果報告書
英文3部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各1部）
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所へ各1部）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本発バンコク経由ビエンチャン往復を標準とします。
- (2) 直接人件費単価
本業務における直接人件費単価は、2019年度単価を上限とします。
<https://www.jica.go.jp/announce/information/20190306.html>

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地派遣期間は、2019年7月8日～11月4日を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
現地に派遣中の専門家の構成（この他、現地で雇用しているローカルスタ

ッフ及びC/P機関の職員が現地業務に係る)。

- ・ チーフアドバイザー／農学(長期派遣専門家)
- ・ 業務調整／広報 (長期派遣専門家)
- ・ マーケティング／ビジネス振興 (長期派遣専門家)

③ 便宜供与内容

JICA ラオス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

あり

ウ) 車輛借り上げ

あり (原則として、プロジェクト車を利用)

エ) 通訳傭上

プロジェクトにおいて必要に応じて手配

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じてアレンジ

カ) 現地調査用機材

プロジェクトチームが必要に応じてアレンジ

キ) 執務スペースの提供

C/P 機関の執務スペース提供 (ネット環境完備)

④ 公用旅券の手配支援

本案件の派遣期間は 90 日を超えるため、公用旅券での渡航となります。必要書類をご準備頂くようお願い致します。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8425) にて配布します。

- ・ 月報及びプロジェクトの参考資料

② 本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

- ・ 「事業事前評価表」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1600278_1_s.pdf

- ・ ラオス開発援助研究会の報告書 (第 6 章 ラオスにおける有機農業の現状、課題と対応)

https://www.jica.go.jp/laos/office/information/report/ku57pq00002ua457-att/chapter_06.pdf

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① ラオス国の種子輸入に係る法令が未整備のため、日本からの種子の持ち込みは不可とします。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上